

## 人事院総裁談話

平成19年10月30日  
人事院総裁 谷 公 士

本日の閣議において、先に人事院が行った勧告の取扱いに関し、指定職職員については給与改定を行わず、その他の一般職員については勧告どおりの給与改定を行う旨の決定がなされました。

財政が厳しい状況にあるとはいえ、指定職職員の給与改定を行わないという結論に至ったことは遺憾ではありますが、一般職員について、勧告どおりの給与改定を行うこととされたことは、これらの職員の士気や良好な労使関係、さらには有為な人材の確保など、今後の行政運営の安定に寄与するものと考えます。

公務員諸君は、公務員が国民全体の奉仕者であることを改めて自覚し、公務に対する国民の信頼の回復に向け、使命感を持って自らの職務に精励することを期待します。